

令和3年7月8日
総務部

悪天候・台風時における生徒の登校及び教職員の勤務に関する規程

(1) 悪天候・台風時の対応マニュアル(生徒用)

- 1 始業前までの気象情報で呉市または居住する地域に発令されている警報の状況が、次の①から③のいずれかに該当する場合、生徒は臨時休業とし、登校させない。

- ① 大雨警報と洪水警報が同時に発令されている
- ② 暴風警報が発令されている
- ③ 特別警報が発令されている

上記以外で、学校長の判断で臨時休業やその他の措置を講じる必要がある場合はホームページなど(※)を通じて連絡する。

- 2 始業後に暴風・大雨警報などが呉市または居住する地域に発令された場合は、台風の中心位置、進行方向、速度等、発令時における気象状況、道路、橋梁、浸水、山崩れ、住宅等の状況から学校長が対応措置を判断する。
なお、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに保護者と連絡をとり適切な措置を行う。

- 3 利用している公共交通機関が運転休止の場合は、次のような対応を行うものとする。

1-①～③以外の場合でも通常登校に利用している公共交通機関が運転を休止している場合、学校または学級担任に連絡した後、運転再開を待つ。運転が再開されたら、安全を確認した上で登校する。

※ ホームページ等のアドレス等一覧

PC <http://www.goko.ac.jp/>

携帯 <http://www.goko.ac.jp/mb.php>

メール配信 (登録者)

desknet's NEO <https://goko.dn-cloud.com/cgi-bin/dneo/dneo.cgi>

Twitter @GOKOhighschool

(2) 悪天候・台風時の対応マニュアル（教職員用）

（教職員の責務）

第1条 教職員は、生徒に臨時休業の措置がとられた場合であっても、ただちに特別研修が付与されるというものではないことに留意する。但し、状況に応じて校長の判断を仰ぐ。

（業務停止について）

第2条 生徒に臨時休業の措置がとられ、かつテレビ・ラジオなどで当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが報道され、当該区域において公共交通機関の運行が停止することが明らかとなるとき、教員は自宅待機となる。しかし、校長から特に勤務を命じられた教職員はこれに該当しない。

※ 校長から特に勤務を命じられる可能性のある教職員

校長・教頭・事務長・主事ら管理職と広町在住の教職員

（但し、出・退勤及び業務に危険を感じる場合はこの限りではない）

業務：台風等の災害に対して、学校施設の保全を目的とした業務

（業務再開について）

第3条 全ての地域が警報解除となったとき、または当該区域において、JR・バスの運行が再開されたとき、教職員は速やかに出勤する。ただし、業務の再開時間（＝学校到着時間）が13時以降になる場合には、連絡網により校長判断を伝達する。

（特別研修について）

第4条 校長が自宅待機措置をした場合、特に勤務を命じられた教職員以外の教職員は、特別研修の手続きを取るものとする。出勤した場合でも同様とする。

（事前の学校施設管理について）

第5条 予め台風の接近が予想される場合、生徒帰宅後、校長の指示により以下の各責任者が校舎その他施設の管理（窓・扉の施錠と各備品の飛散防止）を行うこと。

1～3・号館 4階	：	1 学年主任
1～3・号館 3階	：	2 学年主任
1～3・号館 2階	：	3 学年主任
1～3・号館 1階	：	教頭
4号館	：	事務長
実習棟	：	工業科主任
校庭・クラブハウス他	：	教頭
体育館	：	体育科主任

大規模地震発生時の生徒の安全指導

1. 大規模地震（呉市周辺）が発生した場合

登校前

学校は校長の判断により**臨時休業**とする場合もある。各家庭で安全確保のための情報収集をおこなうこと。

登校中

安全な場所に一時避難し、揺れがおさまったら、学校または自宅のどちらか近い方へ向かう。または近くに避難所がある場合はそこに避難する。その際には、落下物に注意し、壊れそうな建物や塀・地割れ等に近づかないようにすること。避難所では指示を受け、保護者に安否を連絡し、以後は保護者の指示による。保護者より担任へ安否連絡をしてもらう。

交通機関の利用中は、乗務員の指示で避難し、学校または自宅のどちらか近い方へ向かう。学校または家庭に状況などの連絡をする。

在校時

学校は、生徒を安全な場所に避難誘導する。学校や周辺の被害状況を見届け、安全確認の上、各自下校、若しくは保護者に引渡しを行う。何らかの事情で自力下校や迎えが不可能な場合は、生徒が寮に泊まることも可能である。

2. 「震度5」未満の地震（呉市周辺）が発生した場合

原則として臨時休業ではないが、学校及び地域の被害状況等により、生徒の安全確保の上から臨時休業の措置を取ることもある。その場合は、ホームページなどで連絡する。また、予期できない事態が発生することがあり、各家庭で状況を判断し、安全確保に努めること。

<注 意>

①学校待機は、保護者と連絡が取れ、引き渡し完了までとする。

②自力帰宅した生徒は、帰宅後担任へ連絡する。

③学校からの指示は、ホームページなどで連絡する。

PC <http://www.goko.ac.jp/>

携帯 <http://www.goko.ac.jp/mb.php>

メール配信（登録者）

desknet's NEO

Twitter @GOKOhighschool

④自宅待機の生徒は、保護者の監督下で積極的に防災活動、救助活動、復旧作業に協力する。

⑤学校への連絡は災害時優先電話 0823-71-9163（FAX 0823-73-5266）を利用する。

⑥NTT災害用伝言ダイヤル「171」の利用もできる。

令和元年5月28日改訂

令和3年7月8日改訂

令和3年7月12日

保護者の皆様へ

呉武田学園 呉港高等学校
校長 福田 薫

悪天候・台風時における生徒の登下校について（お知らせ）

生徒の安全を期するため、本校では悪天候・台風時における生徒の登下校について次のように定めています。内容を十分ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 始業前までの気象情報で呉市または居住する地域に発令されている警報の状況が次の①から③のいずれかに該当する場合、生徒は臨時休業とし、登校させない。

- ① 大雨警報と洪水警報が同時に発令されている
- ② 暴風警報が発令されている
- ③ 特別警報が発令されている

前記以外で、学校長の判断で臨時休業やその他の措置を講じる必要がある場合はホームページなど（※）を通じて連絡する。

- 2 始業後に暴風・大雨警報などが呉市または居住する地域に発令された場合は、台風の中心位置、進行方向、速度等、発令時における気象状況、道路、橋梁、浸水、山崩れ、住宅等の状況から学校長が対応措置を判断する。
なお、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに保護者と連絡をとり適切な措置を行う。
- 3 利用している公共交通機関が運転休止の場合は、次のような対応を行うものとする。

1-①～③以外の場合でも通常登校に利用している公共交通機関が運転を休止している場合、学校または学級担任に連絡した後、運転再開を待つ。運転が再開されたら、安全を確認したうえで登校する。

※ ホームページ等のアドレス等一覧

PC <http://www.goko.ac.jp/>

携帯 <http://www.goko.ac.jp/mb.php>

メール配信（登録者）

desknet's NEO <https://goko.dn-cloud.com/cgi-bin/dneo/dneo.cgi>

Twitter @GOKOhighschool